

【2025 年第 6 号】

香港における中国本土からの定住者層 の構造変化

2025 年 9 月 2 日

黒田 亜希 KURODA AKI

アジア法人営業部
香港法人営業グループ
ビジネスソリューション&アドバイザー
T +852-2821-3647
E AKI_KURODA@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

近年、香港における中国本土からの定住者の構造が変化している。かつては家族再会を目的とした単程証 (One Way Permit)¹ による香港定住が主流だったが、2022 年末以降、香港政府が導入したトップタレントパススキームなどの高度人材誘致政策により、高学歴・高収入層の香港定住が急増している。この変化は、香港の人口構成や労働市場、企業の人材戦略に影響を与え、新たなビジネス機会を生み出している。本稿では、香港定住者の属性変化と政策的背景を分析し、今後の展望について考察する。

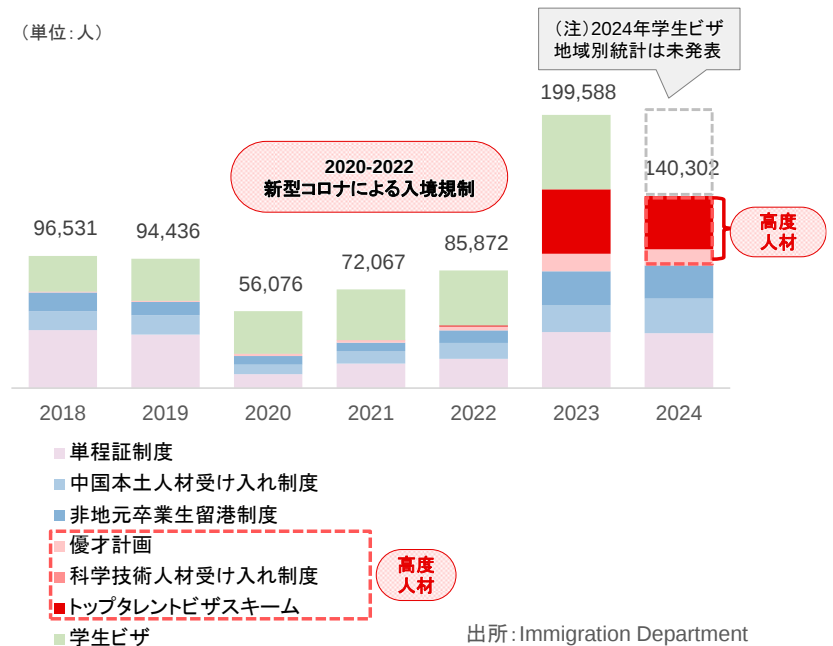
1. 香港における中国本土からの移住者の状況

香港における中国本土からの定住は、2020 年から 2022 年にかけての新型コロナウイルスによる入境制限を経て一時的に減少した。しかし、2023 年の往来再開とともに定住者数は急増し、その属性にも大きな変化が見られるようになった。

従来、中国本土から香港での定住は単程証制度を通じた家族再会目的が中心であり、2018 年は新規定住者のうち約 44% を単程証での定住が占めた²。2024 年は単程証での定住は 28% にとどまり、トップタレントパススキーム³、優才計画 (QMAS) や科学技術人

図表 1 中国本土から香港への定住者数推移 (推計)

(単位: 人)



¹ 正式名称は前往港澳通行证

² 中国本土籍者の包括的な統計は公表されていないため、主なビザスキームにおいて公表されている中国本土籍者の認可者件数を合計し、中国本土からの新規定住者数を推計。この他にもビザスキームが存在するため、実際の定住者数とは差異がある

³ 詳細は当室発行の【ニュースフォーカス 2023 年第 6 号】香港における労働力減少、人材誘致策についてを参照

材受け入れ制度(TechTAS)といった高度人材ビザの利用者が急増している。

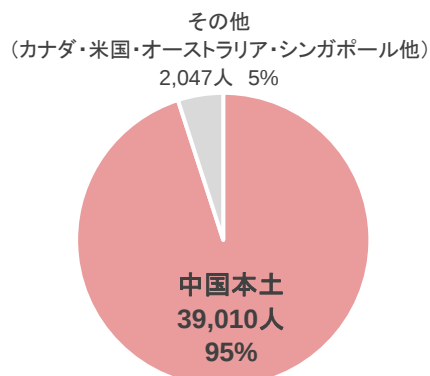
香港政府は、人口減少と人材不足という構造的課題に対応するため、2022 年末以降、移民政策の大幅な転換を進めてきた。香港の人材誘致策は労働人口減少への対応のための量的補填(労働力確保)、そして AI・先端産業の発展のための質的強化(高度人材誘致)の両面から構成されており、それぞれに対応するビザスキームが整備されている。

その中心にあるのがトップタレントパススキームをはじめとする高度人材向けビザ制度であり、これらを通じて中国本土を含め世界からの高学歴・高収入層の人材を積極的に受け入れている。トップタレントパススキームは、世界トップクラスの大学の卒業者や年収 250 万香港ドル以上の専門職を対象に、雇用先がなくても香港への居住を認めるものであり、2022 年 12 月に開始された。制度開始からわずか 1 年で、承認者の 95%が中国本土出身者となり、2023 年には中国本土からの新規定住者推計のうち 23%がこの制度を利用した。事実上の中国本土からの人材誘致制度として機能している。さらに、優才計画(QMAS)や科学技術人材受け入れ制度(TechTAS)などの他の高度人材向け制度を含めると、2023 年の新規定住者推計のうち約 30%が高度人材として香港に入境している。

その政策的背景には、香港政府が注力する AI、フィンテック、ヘルスケア・バイオテクノロジーなどの戦略産業の育成が念頭にある。香港政府は国際競争力を維持するために経済の多様化を進めているが、戦略産業の発展には高度人材の十分な確保が不可欠である。香港政府は高度人材向けビザスキームを強化しており、2024 年にはトップタレントパススキームの対象大学を 176 大学から 198 大学に拡大し、初回の滞在可能期間を 2 年から 3 年に延長した。加えて、優才計画(QMAS)の申請・評価方法を見直し、プロセスの簡素化と評価基準の明確化を図った⁴。高度人材向けビザスキームの他にも中国大湾区との医師免許の相互認定や交通インフラの整備を通じて、定住の利便性を高めている。

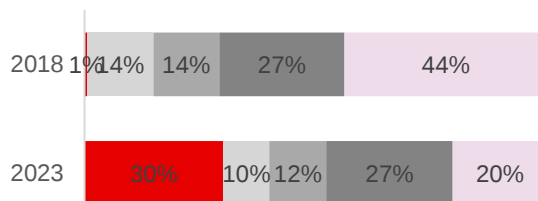
また、高度人材以外の一般労働者も含めた中国本土からの定住者数増加の背景には、香港の労働力不足という課題が存在する。少子高齢化という社会構造的な問題と、不動産価格の高騰や社会不安を背景とする若年層を中心とした香港人の海外移住が一時続いたことが主因となり、人手不足が深刻化、域外からの労働力確保が急務となっている。香港人の就業志向がホワイトカラー職種に偏る傾向があるため、特にサービス業や建設業関連の担い手として中国本土からの定住者が重要な役割を果たしている。中国本土人材受け入れ制度(ASMTTP)や単程証制度の利用者が労働力減少を補う役割を果たしている。

図表 2 トップタレントパススキーム地域別承認者数(2024 年)



出所: Immigration Department

図表 3 中国本土籍者の香港定住ビザ種類別割合変化



■ 高度人材ビザ
■ 就労ビザ(高度人材以外)
■ 香港・大湾区の大学卒業生ビザ
■ 学生ビザ
■ 単程証

出所: Immigration Department

⁴ 申請者は、年齢、学歴、語学力、職務経験、年収、事業所有権の 6 つの側面に基づく 12 の評価基準のうち、少なくとも 6 つの評価基準を満たしていれば申請可能

単程証利用者の属性も変化している。かつては単程証による定住者の多くは中高卒以下の学歴で、月収も香港の中央値を下回る層が多かった。2018 年時点では、単程証取得者のうち大卒以上は 23%、月収 15,000 香港ドル以上の世帯は 31%にとどまり社会的支援が必要な層が大半を占めていた。ところが 2024 年時点では、単程証取得者のうち大卒以上の割合は 29%に増加し、月収 15,000 香港ドル以上の世帯も 54%に達している。公共賃貸住宅の居住者の割合は 2018 年の 50%から 2024 年は 42%に減少した⁵。これは、経済的自立が可能な層の増加を示しており、従来の社会的支援対象から、より自立した生活を送る層への移行が進んでいることを意味する。

図表 4 中国本土籍者が香港定住時に利用可能な主なビザスキーム

種類	スキーム	概要
家族ビザ	単程証制度 One Way Permit	- 中国本土の住民が香港に永住目的で定住するための制度。主に家族再会(配偶者・子供)を目的とし、中国政府が発行する単程証に基づいて香港に入境。1 日あたり約 150 人の枠がある - 中国本土籍の配偶者は単程証制度を活用するケースが多い
一般労働者	中国本土人材受け入れ制度 Admission Scheme for Mainland Talents and Professionals (ASMTF)	香港の企業が中国本土の人材を雇用する際に、就労ビザを取得できる制度。雇用先が必要で、香港の人材不足分野を補う目的がある。枠は設けられていない
		(技術専門家ストリーム) 関連する専門的および技術的スキルを持つ 18 歳から 40 歳までの経験豊富な非学位専門家、熟練工を対象とする。セクターが限定され、枠が設けられている
学生ビザから移行	非地元卒業生留港制度 Immigration Arrangements for Non-local Graduates (IANG)	香港および中国大湾区の大学を卒業した外国人や中国本土籍者が、卒業後に香港に滞在・就職できる制度。雇用先がなくても申請可能で、最大 2 年間の滞在が許可される
高度人材	優才計画 Quality Migrant Admission Scheme (QMAS)	高度なスキルや才能を持つ外国人や中国本土籍者を対象とした制度。ポイント制で評価され、雇用先がなくても香港に居住できる
	科学技術人材受け入れ制度 Technology Talent Admission Scheme (TechTAS)	香港政府が認定した企業が IT・AI・バイオテクノロジーなどの先端技術分野における R&D のための人材を迅速に招聘できる制度。雇用先が必要で、審査期間は 2 週間と他スキームと比較して迅速に行われる。企業はまず枠を申請する必要がある
	高才通 Top Talent Pass Scheme (TTPS)	適格大学(世界トップ大学を中心に 198 大学)の卒業者や高所得(年収 250 万香港ドル以上)の専門職を対象とした制度。雇用先がなくても申請でき、初回 3 年間の滞在許可が与えられる。香港での就職・起業が可能
学生	学生ビザ Student Visas	香港の大学や教育機関に正規入学した留学生が取得するビザ。学業終了後は IANG 制度に移行して就職・滞在が可能

出所: Immigration Department

⁵ 出所: Immigration Department

2. 今後の展望

これらの人材誘致政策は、香港の産業構造にも変化をもたらすと考えられる。まず、高度人材の獲得が今まで以上に容易になる点から、I&T 産業の成長加速が期待される。香港の高度人材ビザスキームは雇用先がなくても申請可能なケースが多いことが特徴的で、企業にとっては採用の柔軟性が高まるとともに、従来よりも広範な人材プールにアクセスできる環境が整いつつあるといえる。特に、AI、フィンテック、バイオテクノロジーなどの戦略産業では、香港政府が高度人材の受け入れを前提に、研究開発支援、税制優遇、インフラ整備などを進めており、都市全体が「イノベーション・エコシステム」として構築されつつある。河套深港科技イノベーション協力区（香港園区）⁶や新田テクノポール⁷の開発もその一環である。

スタートアップ支援分野では、香港に流入する起業志向の高い中国本土出身者に対して、VC やアクセラレーターが資金・ノウハウ・ネットワークを提供することで、日中連携型のイノベーション創出が可能となる。特に、日本が強みを持つ医療機器、環境技術などの分野では、香港を拠点とした共同開発や市場展開が期待される。さらに、知的財産保護や法務支援のニーズが高まる中で、法律事務所やコンサルティングファームが、スタートアップの海外展開やビジネス支援、税務アドバイザリーなどを提供する機会も増加する。

また、定住者の高度な生活ニーズに応える形で、住宅、医療、保険、金融サービスなどの分野で新たな市場が形成されつつある。特に、インターナショナルスクールや民間医療機関への需要は高まっている。

今後、香港政府は高度人材の誘致と助成金の充実やアクセラレーターの誘致などスタートアップ支援をさらに強化する方針を示している⁸。域外企業との連携によるイノベーション創出が期待されており、香港をハブとして、日本と中国本土・ASEAN 地域をつなぐビジネスモデルの構築は、企業のグローバル化を促進するうえで重要な戦略となろう。

香港は今、激動する世界の様相の中で新たな成長への正念場に差し掛かっている。今後の発展の鍵を握るのは、高度人材と十分な労働力の安定的な確保であり、香港政府はこれまで以上に積極的な対応が求められる。日本企業にとっては、こうした環境変化を的確に捉え、現地企業との連携を深めることで、単なる市場参入にとどまらず香港政府が推進するイノベーション政策や人材誘致施策に呼応した事業展開が可能となる。たとえば、スタートアップ支援制度や研究開発の助成金を活用し、高度人材と協働することで、製品開発やサービス設計の高度化が図れるほか、香港を拠点に中国本土や ASEAN 市場への展開を視野に入れた国際的な事業モデルの構築も現実的となる。こうした共創型のアプローチは、香港の産業政策とも整合する形で、持続可能な成長を実現する鍵となるだろう。

以上

⁶ 詳細は当室発行の[ニュースフォーカス【2024 年第 17 号】深港科技イノベーション協力区 香港園区の開発計画](#)を参照

⁷ 詳細は当室発行の[ニュースフォーカス【2024 年第 8 号】香港新田テクノポールの開発計画](#)を参照

⁸ 詳細は当室発行の[ニュースフォーカス【2024 年第 14 号】香港 2024 年施政方針を公表](#)を参照

	発行日	タイトル
2025 年第 5 号	2025/6/23	香港における本拠地移転制度
2025 年第 4 号	2025/3/10	香港におけるシルバー経済
2025 年第 3 号	2025/3/3	2025-26 年度香港財政予算案

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

（日本語） https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf

（英語） https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor any opinion expressed herein constitutes or is to be construed as an offer, solicitation, advice or a recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, and their accuracy is not guaranteed; they may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the entities referred to in this material. None of the Bank and its head office, branches, representative office, related corporations and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but is not guaranteed as to, and the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to, its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. Such information should not be regarded as a substitute for the exercise of the recipient's own judgment, and the recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment and/or other advice, as appropriate. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct, indirect and/or consequential loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or redistributed without the written permission of the Bank. None of the Bank, and its head office, branches, representative offices, related corporations and affiliates accepts any liability whatsoever to any party resulting from such distribution or re-distribution.

Copyright 2025 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.